

理論を高調せしめる社民党をその終是認することによって  
合同後の新党は共同戦線党としての發展性なき右翼社会民  
主主義の指導理論に固定化する危険性を十分に有つたことを否  
定出来た。これに反し、社民党を除外して合同の具体化を計  
らぬか理論的には労働党除外と同様に（唯右翼社会民主主義  
の代りに左翼社会民主主義の異名があるのみ）の危険性を有つこと  
を否定出来ない。故に自ら一定の固定の指導理論を呼号する両党  
を除外し専ら共同戦線党の立場から戦力力の集中強化のため  
の合同を主張せる各党間の統一を圖り而して、強力なる共同戦  
線党の結成を具体化して其の實踐的の圧力によって一定の指導  
理論に固定せる社民労働党両党それ自身の反省を促し無産  
階級の解放送上に於ての歴史的役割を果たすために共同戦線党  
の意義を把握せしめ、全合同を完成せしむべきである。  
これ我が特別委員会が両党を除外したる所以である。  
三、可能な範囲に於ける即時合同の無産政党政綱に及ぼす影  
響の善悪を見透しを向ふ。  
答、一、二の回答を熟讀するれば自ら明白であると思ふ。將來への影

①  
郷音見透しは(一)一般大衆に対するもの、(二)合同後の新党組織大衆に対  
するもの、(三)他党組織大衆に対するもの、以上の三項に分類して觀察  
すべきである。全合同の観点に立ち、全合同への拍車としての可能な  
竹範囲の合同は上記三項の場合にそれぞれの意味に於てもつとも  
正しく影響するものと信ずる。

四、我が府県は無条件合同を過般の大会に於て決議した、党本部は地方  
聯合会の影響等考慮せず、部分的合同を具体化せんとする意志なりや、  
聯合会の組織構成から見、党本部に斯くの如き権能も具體的力  
もなし、今日の場合には全合同の観点に立ち、全合同への拍車として三月二  
十九日決定精神に基いて、提唱したるものにして固より正式協議に入る  
に先つて党の正式機関の決定を要すべきものである。  
本部常任執行委員会は来る四月四日、中央執行委員会六月五日中  
央委員会を申請すべき手續きを取つてゐる。  
五、統一協議会を全国的無産政党として是認しての合同問題の進展なり  
や、地方政党内還元せしめて合同する意志なりや、